

鳥取県告示第82号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月13日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
医療法人修医会 理事長 中村忠文	鳥取市末広温泉町463	扇町中村歯科医院	鳥取市扇町3-2	居宅療養管理指導	平成15年4月30日
今田晴隆	鳥取市吉方温泉三丁目168	今田歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目168	〃	平成17年2月28日
井尻恭子	鳥取市雲山110-38	井尻歯科医院	鳥取市雲山110-38	訪問リハビリテーション 訪問看護	平成21年1月31日